

○特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件  
(消防庁八)

一五

○自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件(同九)

一六

○個人向け国債の発行等に関する省令  
第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務九九)

一七

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発  
生原単位の全部を改正する件  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

一八

○特定事業者責任比率の一部を改正する件  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

一九

○再商品化義務総量の一部を改正する件(同二)

二〇

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同三)

二一

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件  
(同四)

二二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件(同五)

二三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)

二四

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三條第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件(同七)

二五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七條第一項の規定に基づく平成二十六年年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件(同八)

二六

○中小漁業融資保証法第七十七條の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件  
(財務・農林水産八)

二七

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件  
(同九)

二八

○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件(文部科学五九)

二九

○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を定める件(同六〇)

三〇

○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示(同六一)

三一

○特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(文部科学・経済産業四)

三二

○職業訓練実施計画を定める件  
(厚生労働一三一)

三三

○薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一三二、一三三)

三四

○国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件(同一三四)

三五

○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件(同一三五)

三六

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同一三六)

三七

○障害者雇用対策基本方針を定める件  
(同一三七)

三八

○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一三八)

三九

○健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件  
(同一三九)

四〇

○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(同一四〇)

四一

○障害者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針(同一四一)

四二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一四二)

四三

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(同一四三)

四四

○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件  
(同一四四、一四五)

四五

○国民年金法施行令第七條及び第八條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件(同一四六)

四六

○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件(同一四七)

四七

○簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項の一部を改正する件(同一四八)

四八

○中小企業退職金共済法第十條第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二條第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件  
(同一四九)

四九

(以下次のページへ続く)



マブタン中の「2,187,300円」を「2,231,900円」に改め、同表ウイルス病状をみ混合マブタン中の「575,400円」を「586,500円」に改め、同表加熱人血漿たん白中の「139,200円」を「141,700円」に改め、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表人血清アルブミン中の「139,200円」を「141,700円」に改め、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表乾燥人フィブリン中の「256,700円」を「262,300円」に改め、「239,200円」を「245,000円」に改め、同表乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子中の「241,900円」を「246,700円」に改め、「224,500円」を「229,400円」に改め、同表アルブミン化人免疫グロブリン中の「349,800円」を「356,000円」に改め、「332,400円」を「338,700円」に改め、同表アルブミン化人免疫グロブリン中の「406,600円」を「413,000円」に改め、同表乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン中の「434,700円」を「442,800円」に改め、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥スルホ化人免疫グロブリン中の「446,900円」を「454,300円」に改め、「429,400円」を「436,900円」に改め、同表pH4処理酸性人免疫グロブリン中の「434,700円」を「442,800円」に改め、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)中の「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥pH4処理人免疫グロブリン中の「434,700円」を「442,800円」に改め、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥トランスミン処理人免疫グロブリン中の「446,900円」を「454,300円」に改め、同表乾燥ペンシリン処理人免疫グロブリン中の「339,200円」を「347,700円」に改め、「321,800円」を「329,400円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項及び同表乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン中の「434,700円」を「442,800円」に改め、「425,400円」を「433,900円」に改め、同表乾燥抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン中の「493,800円」を「504,600円」に改め、「476,400円」を「487,200円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリンの項中「578,700円」を「591,300円」に改め、「573,900円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリンの項中「171,900円」を「175,200円」に改め、同表乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリンの項中「171,900円」を「175,200円」に改め、「157,900円」に改め、同表乾燥傷風人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗傷風人免疫グロブリンの項中「347,000円」を「355,300円」に改め、「329,500円」を「337,900円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に改め、「414,400円」を「424,600円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に改め、「424,000円」を「442,000円」に改め、同表乾燥濃縮人アンチエロブリン中の「257,700円」を「262,600円」に改め、同表乾燥濃縮人アンチエロブリン中の「239,200円」を「243,800円」に改め、「221,700円」を「226,500円」に改め。

○厚生労働省部長長官三十四日  
国立感染症研究所検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日  
厚生労働大臣 田村 憲久

別表第一及び別表第二を次のように改め、  
別表第一(第五条関係)

試験検査項目	手数料
1 ウイルスに起因する疾病に関する試験検査	
(1) 補体結合抗体価測定検査	268,400円
(2) 赤血球凝集抑制試験	268,400円
(3) 赤血球凝集反応試験	268,400円
(4) ウイルス分離試験	
ア 組織培養による場合	74,500円
イ 文化動物による場合	121,300円
ウ サツクウイルスによる場合	130,900円

(5) 中和抗体価測定試験  
ア 組織培養による場合  
イ 文化動物による場合  
ウ サツクウイルスによる場合  
(6) 凝集性試験  
(7) 熱耐性試験  
(8) エーナル耐性試験  
(9) DNA阻害耐性試験  
(10) 同定試験  
ア 組織培養による場合  
イ 文化動物による場合  
ウ サツクウイルスによる場合  
エ S-D-S-ポリサツクウイルス中和電気泳動法によるウイルス検定又はたん白の解析

2 輸血用血液及び血液成分の試験検査	
(1) 人全血液	65,300円
(2) 人赤血球液	65,300円
(3) 解凍人赤血球液	65,300円
(4) 洗浄人赤血球液	65,300円
(5) 新鮮凍結人血漿	65,300円
(6) 人血小板濃厚液	65,300円
(7) 乾燥人血液凝固第Ⅳ因子	191,600円
(8) 乾燥人血液凝固第Ⅳ因子複合液	127,600円
ア 原血漿が3人分以下の場合	
イ 原血漿が50人分以下の場合	264,900円
ウ 発熱試験法によるとき	245,900円
(9) エンドトキシン試験法によるとき	245,900円
ア 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子	
イ 発熱試験法によるとき	264,900円
ウ エンドトキシン試験法によるとき	245,900円
(10) ヒスタミン加入免疫グロブリン(乾燥)	
ア 発熱試験法によるとき	392,800円
イ エンドトキシン試験法によるとき	373,800円

別表第二(第七条関係)

項目	手数料
試験検査成書副本交付手数料	11,900円
和文	11,900円
和文以外一道につき	11,900円

○厚生労働省部長長官三十四日  
国立感染症研究所検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日  
厚生労働大臣 田村 憲久